

尾張旭市

省エネエアコン購入促進事業

補助金の案内

○申請期間 令和8年5月1日（金）～12月18日（金）
※先着順、予算（1,500万円）がなくなり次第終了

○申請方法 インターネット（市ホームページに掲載の受付フォームから）または郵送

- 申請前に内容を必ずご確認ください。
- 各様式については、ホームページ（右記二次元コード）よりダウンロードできます。

<https://www.city.owariasahi.lg.jp/page/20308.html>



目次

- 1 事業の目的…………… 1 ページ
- 2 補助対象製品の要件…………… 1 ページ
- 3 補助対象者の要件…………… 1 ページ
- 4 補助金の額…………… 2 ページ
- 5 申請手続き…………… 2 ページ
- 6 Q & A（よくある質問）…………… 5 ページ

問い合わせ先

尾張旭市役所 環境課 環境施策係
電 話 0561-76-8134（直通）
FAX 0561-52-0831
e-mail kankyou@city.owariasahi.lg.jp

1 事業の目的

省エネエアコン購入促進補助金は、エネルギー価格高騰の影響を受けている生活者に対し、省エネ性能の高いエアコンを購入又は買い換えの際の費用を補助することで、家庭におけるエネルギー費用の負担軽減を図るとともに、家庭からの温室効果ガスの排出量の削減、熱中症対策に資することを目的としています。

本事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施するものです。

2 補助対象製品の要件

以下のすべてに該当するエアコンが対象です。

対象製品
1 トップランナー制度の省エネ基準を満たすラベル（注1：欄外下記を参考）の表示がある（省エネ基準達成率が100%以上である）こと
2 市内の販売店又は事業所にて購入したものであること ※インターネット販売や市外の販売店等で購入したものは対象外
3 新品（未使用品）であること ※中古品やリース・レンタルにより設置したものは対象外
4 令和8年4月1日以降に購入し、令和8年12月18日までに設置が完了したものであること
5 自ら居住する市内の住宅に設置したものであること ※店舗や事務所等に設置したものは対象外
6 本体価格（税抜き）が6万円以上のものであること
7 国、地方公共団体その他の団体による他の補助金を受け、購入したものでないこと

<注1> トップランナー基準の確認方法

- ▼ 製品カタログ、メーカーのホームページ等で、基準達成のラベルが記載されているかご確認ください。
- ▼ 経済産業省資源エネルギー庁の「省エネ型製品情報サイト」でも確認が可能です。
<https://seihinjyoho.go.jp/>

基準達成のラベル
(補助対象)



緑色

基準未達成のラベル
(補助対象外)



オレンジ色

3 補助対象者の要件

以下のすべての要件を満たしているかたが対象です。

対象となるかた
1 申請日において市内に住所を有しているかた
2 市税について滞納のないかた
3 尾張旭市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第2項に定める暴力団員及び尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する要綱第2条第4号に定める暴力団関係者に該当しないかた

※申請は1世帯につき1台1回限りです。

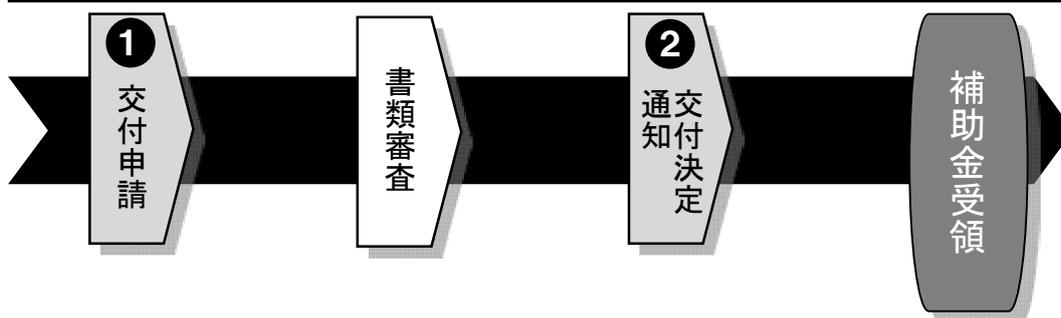
4 補助金の額

3万円（一律）

5 申請手続き

申請期間	令和8年5月1日(金)～令和8年12月18日(金) ※先着順、予算(1,500万円)がなくなり次第終了
申請方法	インターネットか郵送で申請 ・インターネット ホームページ内の応募フォーム(右記二次元コード)より申請 ・郵送 〒488-8666 尾張旭市東大道町原田 2600-1 環境課 省エネ補助金担当宛  ※窓口にお越しいただいた場合、投函箱に投函となります。 職員によるその場での書類確認は行いません。
その他	・予算に達した場合、達した日の受付分で抽選を行い、受付順を決定します。 ※郵送は達した日の消印があるもの、インターネットは達した日に申請されたもの

■申請から補助金受領までの流れ



①交付申請

○ 郵送の場合

No	提出書類	備考
1	交付申請書兼請求書（第1号様式）	
2	領収書又はレシートの写し	次の内容が全て記載されていること ・購入日 ・購入した販売店等の名称 ・購入製品名又は型番 ・エアコン本体の購入費用 ※ 紛失した場合、「省エネエアコン販売証明書」(第2号様式)により購入した販売店等にて証明を受けて、代用してください。
3	メーカー又は販売店等の保証書の写し	購入製品の型番・製造番号が記載されていること
4	設置状況が分かる写真	設置場所(例:1階リビング)を記載

○ レシート・領収書（例）

〇〇〇 尾張旭店 領収書兼お買上明細 令和8年5月1日（金）17:30	
エアコン	154,000円
MS-EM40033E3	
クーポン割引	△10,000円
カバー追加	1,100円
工事費（取付）	5,500円
工事費（撤去）	5,500円
運搬料	1,100円
リサイクル料金	990円
延長保証	2,200円
合計金額	160,390円
	（内消費税 14,580円）
現金預かり	160,390円
お釣り	0円

○ 保証書（例）

〇〇エアコン 保証書			
型番	MS-EM40033E3	製造番号	301037777
お客様	氏名 旭 太郎		
	住所 尾張旭市 東大道町原田2600-1		
お買い上げ日	令和8年5月1日	販売店名	
保証期間	お買い上げ日から1年間	〇〇〇 尾張旭店	

○ 家電を設置したことが分かる写真（例）



※設置場所を記載してください

○ インターネットによる申請の場合

申請期間内に、申請フォームに必要事項（交付申請書兼請求書に記載する事項）を入力してください。

また、3ページの提出書類のNo. 2から4までの書類を、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影し、写真データを申請フォームに添付してください。

※ 注意

写真は、文字がはっきりと認識できるように撮影してください。不鮮明・不明瞭の場合、書類不備となる場合がありますので、事前に写真データをご自身で確認してください。

②交付決定通知

交付申請書受理後、「交付決定通知書」（第3号様式）を申請者あてに送付します。

※交付決定通知の送付後、概ね1か月で、指定口座に補助金を振り込みます。

6 Q & A (よくある質問)

Q 1 令和8年3月31日以前に購入したエアコンは補助対象になりますか？

A 1 対象外です。令和8年4月1日以降に購入・設置したものが対象となります。

Q 2 尾張旭市に最近引っ越してきました。受付期間内に申請した場合、補助対象となりますか？

A 2 補助金の申請日までに尾張旭市に住民登録されており、他の要件（1ページに記載）を満たしていれば対象となります。

Q 3 申請は複数回できますか？

A 3 できません。申請は1世帯につき、1台1回限りです。2世帯住宅で世帯分離している場合は、世帯ごとに申請が可能です。

Q 4 世帯主でなくても申請できますか？

A 4 可能です。ただし、同じ世帯の他の方が申請済の場合は無効となります。また、申請者は提出書類に記載の全ての名義と同一である必要があります。

Q 5 同居していない子（別世帯）が私の代わりに申請できますか？

A 5 申請書の記入の手伝い等は可能ですが、子が申請者になることはできません。申請は本人が行ってください。

Q 6 店舗（販売店）が申請者の代わりに申請できますか？

A 6 申請書の記入の手伝い等は可能ですが、申請者はあくまで、補助対象の要件を満たした市民となります。申請は本人が行ってください。

Q 7 市外の店舗で購入した場合は対象になりますか？

A 7 対象になりません。市内の販売店又は事業所で購入したエアコンのみが対象となります。

Q 8 トップランナー基準をみたす製品はどのように確認できますか？

A 8 製品カタログに緑色の省エネ性マークがついています。

詳しくは下記、省エネ型製品情報サイトで確認ができます。

<https://seihinjyoho.go.jp/>



Q 9 事務所に設置する場合は対象になりますか？

A 9 対象になりません。居住する住宅に設置した場合のみが対象となります。

Q 10 1階に店舗があって2階に住んでいます。対象エアコンを2階に設置しますが、申請できますか？

A 10 居住している部分（この質問の場合は2階）に設置する場合は、申請できます。

Q 11 マンション等の賃貸住宅に住んでいますが、補助対象になりますか？

A 11 自ら居住する市内の住宅であれば、賃貸住宅でも対象となります。

Q12 リース品やリユース品（中古品）は対象になりますか？

A12 対象になりません。新品かつ未使用品を要件としています。

Q13 壁掛け以外のエアコン（はめ込み式）の場合、補助対象になりますか？

A13 トップランナー制度の省エネ基準を満たすラベル（緑色）の表示があれば、対象になります。製品カタログ・メーカーのホームページ等で、基準達成のラベルが記載されているかご確認ください。



Q14 家電量販店のオリジナルモデルも補助対象になりますか？

A14 省エネ性能等の要件を満たしている場合は、対象となります。

Q15 対象エアコンと同時に購入した他の家電がレシートに記載されています。どうすればよいですか？

A15 対象エアコンが分かるように、レシート等のコピーにマーカー等を塗ってください。

Q16 対象エアコンを2台購入又は買換えた場合、どうすればよいですか？

A16 1台のみが補助対象となります。なお、レシート等に2台分記載されている場合、1台分の対象エアコンが分かるように、レシート等のコピーにマーカー等を塗ってください

Q17 どの段階で申請できますか？

A17 申請に必要な書類が全てそろった時点から申請が可能です。なお、記載や添付書類に不備がある場合、補助金を交付できませんのでご注意ください。

※ 対象エアコンの取付工事前の申請はできません。

Q18 レシートを紛失しました。どうすればよいですか？

A18 購入した販売店で「省エネ家電販売証明書」（第2号様式）を記入していただき、提出してください。

Q19 いつまで受付していますか？

A19 令和8年12月18日（金）まで受付していますが、それ以前でも予算額の上限（1,500万円）に達した時点で受付を終了します。

なお、予算の上限を達した日に複数の申請があった場合、郵送（達した日の消印があるもの）及びオンライン（達した日に申請されたもの）両方を含めて抽選を行い、交付を決定します。

Q20 窓口での受付は可能ですか？

A20 環境課窓口申請用の投函箱を設置しますのでそちらに投函してください。ただし、窓口での内容確認はしませんので、申請書の記載や添付書類等に不備がないか事前に十分確認してください。

Q21 申請後、補助金はいつ振り込まれますか？

A21 申請受付後、提出書類の内容を審査し、不備等がなければ、交付決定通知を送付します。決定通知送付後、1か月程度で振込みますので、通帳記入等で御確認ください。